

北信太駅前整備測量・設計等業務委託 公募型プロポーザル実施要領



平成31年4月
和泉市都市デザイン部道路河川室



1. 目的

この実施要領は、北信太駅前整備測量・設計等業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務概要

(1) 業務名

北信太駅前整備測量・設計等業務委託

(2) 履行場所

和泉市 太町ほか 地内

(3) 目的

北信太駅は、大阪市内方面からの来訪者にとって、和泉市最初の“玄関口”となる駅でありながら、駅前周辺では、大阪和泉泉南線から駅までのアクセス道路及び駅前広場が未整備であり、基盤整備が十分とは言えず、バス交通などの結節性やアクセス性に課題があります。また、駅前駐輪場の耐震改修や駅の東西を結ぶ自由通路（地下道）のバリアフリー化など、様々な地域課題があることから、平成29年度より「JR北信太駅周辺地区まちづくり懇談会」などを開催し、そこで出された意見等をもとに平成31年3月に「北信太駅前整備基本計画」を策定しました。

この基本計画では、北信太駅周辺地区の整備コンセプトである“**使いやすく住みやすい 和泉市北の玄関口のまちづくり**”を実現するために、整備方針として、①**誰もが円滑に移動できるまちづくり**、②**誰もが住みやすい安心・安全のまちづくり**、③**歴史や文化を活かした住みたくなるまちづくり**、④**日常生活の拠点となるまちづくり**の4つを設定しています。

本業務は、これらの整備方針に基づき、駅前線道路予備設計や駅前広場基本設計及び自由通路概略設計等を実施し、誰もが安心・安全に利用でき、賑わいのある駅前空間を実現することを目的とする。

(4) 業務内容

別紙「北信太駅前整備測量・設計等業務委託仕様書」

(以下「仕様書」という。) のとおり。

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年3月27日（金）まで

(6) 提案上限額

委託料の上限額は、34,844,700円以内

(消費税及び地方消費税相当額3,167,700円を含む) とする。

3. プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

項目	スケジュール（予定）
(1) 選定委員会（事前確認）の実施	平成 31 年 4 月 4 日（木）
(2) 公募開始	平成 31 年 4 月 10 日（水）
(3) 選定に係る仕様書等の配布	平成 31 年 4 月 10 日（水）から 平成 31 年 4 月 24 日（水）まで
(4) 参加表明書の提出期限	平成 31 年 4 月 25 日（木）午後 5 時まで （持参又は郵送※簡易書留又は特定記録郵便にて期限必着）
(5) 質疑書の受付期間	平成 31 年 4 月 10 日（水）から平成 31 年 4 月 25 日 （木）午後 5 時までに提出（持参又は電子メール）
(6) 質問の回答	令和元年 5 月 7 日（火）午後 5 時までに回答 （全者へ電子メール）
(7) 企画提案書の提出期限	令和元年 5 月 15 日（水）午後 5 時まで （直接持参）
(8) 一次選考	令和元年 5 月 17 日（金）
結果通知発送予定	令和元年 5 月 20 日（月）
(9) 二次選考	令和元年 5 月 27 日（月）
契約候補者の決定	令和元年 5 月 29 日（水）
(10) 契約締結日	令和元年 6 月 4 日（火）
(11) 契約満了日	令和 2 年 3 月 27 日（金）まで

4. 参加資格要件

本案件に参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 参加表明書（様式第 1 号）の提出期限日（平成 31 年 4 月 25 日）において、平成 30・31 年度和泉市入札参加資格者名簿に、測量・建設コンサルタントの「都市計画及び地方計画」及び「道路」に登録されていること。
- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する「一級建築士事務所」に登録していること。
- (3) 平成 21 年 4 月 1 日以降に、代表事業者として、同種又は類似の業務実績を有していること。
同種実績：駅前広場（2,000 m²以上）における整備にかかる基本設計、詳細設計等の業務
類似実績：駅前広場（2,000 m²以上）における整備にかかる基本計画の策定業務
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 和泉市入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 17 年制定）に基づく指名停止又は指名回避措置及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (6) 参加表明した提案者の役員又は従業員（以下「事業者関係者」という。）が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。

(7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(8) 公告日において納期限が到来している最新年度の和泉市税及び国税(法人税(個人にあたっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)を完納していること。また、契約候補者となった場合は、契約締結期限までの間に、当該税について未納がないことを証する納税証明書を企画提案書の提出期限までに提出できること。

なお、和泉市税について、市外事業者等、和泉市税の課税対象でない者については、この限りでない。

(9) 配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。

① 共通事項

配置予定技術者は、企画提案書に記載された所属の企業に、公告日の 3 ヶ月以上前から雇用されている者とする。

原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は病休・死亡・退職等の本市が認める理由のほかは認めない。

配置予定技術者は、それぞれを兼務することはできない。

② 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

対象：管理技術者及び照査技術者

平成 21 年 4 月 1 日以降に完了した業務の中から、管理技術者、又は担当技術者として(3)に示した同種業務、類似業務への従事経験を 1 件以上有する者でなければならない。

なお、担当技術者には特段の実績は求めないが、(3)に示した同種・類似業務に従事した実績がある場合は加点評価する。

③ 配置予定技術者の資格

管理技術者および照査技術者は、以下のいずれかの資格を有する(登録した)者とする。

- 1) 技術士(総合技術管理部門：都市及び地方計画または道路)
- 2) 技術士(建設部門：都市及び地方計画または道路)
- 3) 博士(工学)
- 4) RCCM(都市及び地方計画または道路)

なお、担当技術者には特段の資格は求めないが、前述資格のいずれかを有する場合は加点評価する。

(10) 仕様書等の業務内容を十分に理解した上で本公募型プロポーザル方式に参加できること。

(11) 本提案の作成・応募に係る経費については、当該事業者が負担すること。

5. 実施要領等の配布

(1) 配布期間

平成 31 年 4 月 10 日(水)から平成 31 年 4 月 24 日(水)まで

(2) 配布方法

和泉市ホームページからダウンロード

<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/dezainbu/dourokasen/osirase/1553064013699.html>

6. 参加表明書、質疑書等の提出

(1) 参加表明書(様式第 1 号)の提出

提出期限：平成 31 年 4 月 25 日(木)午後 5 時まで

提出先：和泉市都市デザイン部道路河川室(市役所 3 号館 2 階)

提出書類：参加表明書（様式第 1 号）

提出方法：持参又は郵送（※簡易書留又は特定記録郵便にて期限必着）

※持参の場合、受付時間は、土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時

(2) 質疑書（様式第 2 号）の提出

提出期限：平成 31 年 4 月 25 日（木）午後 5 時まで

提出先：和泉市都市デザイン部道路河川室（市役所 3 号館 2 階）

提出書類：質疑書（様式第 2 号）

提出方法：持参又は電子メール（提出書類を PDF 形式で添付）

E-mail：kitashinoda@city.osaka-izumi.lg.jp（※5/31（金）以降使用不可）

※持参の場合、受付時間は、土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時

※電子メールの場合、質疑書の提出後は、必ず電話により受信確認を行うこと。

質疑回答：令和元年 5 月 7 日（火）午後 5 時まで、質疑書の提出があった事業者の質問を

取りまとめたうえで、全ての参加表明者に対して電子メールにて回答。

留意事項：質疑がない場合も、その旨記載のうえ必ず提出のこと。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限：令和元年 5 月 15 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出先：和泉市都市デザイン部道路河川室（市役所 3 号館 2 階）

(3) 提出書類：下表のとおり

No.	提出書類	様式等	備考	提出部数
1	企画提案書（表紙）	様式第 3 号	本市に届け出ている印鑑を押印すること。	1 部
2	会社概要書	様式第 4 号	平均業務評定点が分かる資料を添付すること。	正本 1 部 副本 10 部
3	業務実績調書	様式第 5 号	平成 21 年度以降の同種・類似業務実績を記載すること。	
4	業務実施体制調書	様式第 6 号	配置予定の技術者（管理技術者、主担当技術者、照査技術者）全てについて該当する様式を用いて作成すること。	
5	業務工程表	様式第 7 号	仕様書に基づき、想定されるスケジュールを記載すること。	
6	課題別企画提案書	様式第 8 号	本業務の仕様書及び下記の備考に基づき、簡潔明瞭に記載すること。	1 部
7	価格提案書	様式第 9 号	提案限度額の範囲内で税込の金額とすること。 また、仕様書の第 2 章に明記している各業務の積算内訳を記した「見積明細書」を添付すること。	

(備考)

①課題別企画提案書については、1 枚目に基本計画から読み取れる主要課題や検討課題の分析などを記述し、2 枚目以降に次の提案課題への考えを記述すること。

1) 提案課題 1

《基本計画における整備コンセプト及び整備方針に基づく、北信太駅周辺地区の特性を感じられる空間・場づくり及び駅周辺にある地域資源の活用などについて》

2) 提案課題 2

《市民参加による配置計画・デザインやプロセスを共有する方策について》

②価格提案書では、本業務の実施に要するすべての経費について、作業項目ごとに記載すること。

(4) 提出方法：直接持参

※受付時間は、土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時

(5) 作成上の留意点：

①北信太駅前整備基本計画の趣旨に沿って作成すること。

②文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とすること。

③文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

④企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問いません。

⑤企画提案書の下段余白中央にページ番号を付すこと。

⑥使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈をつけること。

⑦使用する通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

⑧企画提案書等は前項「(3) 提出書類」の順に並べること。

(6) 提出部数

①正本（1 部）は、A4 版フラットファイルに表紙と背表紙に事業者名、業務名を明記すること。

②副本（10 部）は、A4 フラットファイルに表紙と背表紙に業務名のみを明記し、会社名等（協力会社含む。）の提案事業者が特定できる事項は表示しないこと。

③CD-ROM 等の電子媒体（提出書類等を PDF に変換したもの）を提出すること。

(7) その他

①提出した企画提案書等の訂正、追記、返却は認めない。また、要求内容以外の企画提案書等の書類や図面等は受理しない。

②参加表明書等についてのヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

③一次選定により選定された者（参加表明者が 5 者以下の場合には全者）は「業務実施体制調書（様式第 6 号）」に記載した配置予定技術者に当該業務を担当させなければならない。ただし、変更がやむを得ないと委託事業者が認めた場合については、この限りでない。

8. 選定方法

(1) 委託事業者は、公募型プロポーザルにより選定する。

(2) 選定は、一次選定、二次選定の 2 段階審査方式により行う。

(3) 一次選定は、事務局により「11. 評価項目及び評価基準」（ヒアリングの項目を除く）に基づき書類審査を行い、上位 5 者を選定する。なお、参加表明者が 5 者以下の場合には、同評価基準に基づき、書類審査を行った上で、二次選定の対象とする。

- (4) 二次選定は、選定委員会委員により「11.評価項目及び評価基準」に基づき提出書類、プレゼンテーション、ヒアリング等の審査により行う。
- (5) 二次選定における評価点については、選定委員会委員が採点した評価点の合計点とし、一次選定の評価点の合計を総合評価点とする。総合評価点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、次点となった者は次点交渉権者として選定する。
- (6) 一次選定において、一次評価点が同点となった場合は、提案価格点を除く評価点が高い者を上位とする。
- (7) 二次選定において、総合評価点が同点の場合は、企画提案の内容に係る評価点が高い方を優先交渉権者とし、企画提案の内容に係る評価点も同点の場合においては、提案価格が最も安価な者を優先交渉権者として決定する。
- (8) 評価基準点を満点の6割とし、総合評価点が評価基準点に満たない場合は、提案内容の如何に関わらず失格とする。
- (9) 企画提案者が1者のみの場合であっても選定を実施し、評価基準点を上回る評価点を獲得した場合は、優先交渉権者として選定の上、本業務契約締結に向けた交渉を行う。

9. 一次選定（書類審査）の実施

- (1) 実施内容：企画提案書等を基に「11. 評価項目及び評価基準」（一次選定）により事務局において書類審査を実施し、上位5者を選定する。
- (2) 実施日等：令和元年5月17日（金）午後1時から
和泉市役所3号館1階 102会議室
- (3) 結果通知：令和元年5月20日（月）までに文書を発送予定。
- (4) 留意事項：参加表明者が5者以下の場合は、書類審査の上で、二次選定の対象とする。

10. 二次選定（企画提案評価及び提案者プレゼンテーション・ヒアリング）の実施

- (1) 実施内容：一次選定により選定された者に対し、企画提案書等に基づくプレゼンテーション、ヒアリング審査を実施し、「11.評価項目及び評価基準」に基づく審査を行い、一次選定の評価点と選定委員会委員が採点した評価点の合計点（総合評価点）が最も高い提案を行った者を優先交渉権者として選定する。併せて次点交渉権者を選定する。
- (2) 実施日等：令和元年5月27日（月）午後1時から 和泉市役所3号館1階101会議室
※プレゼンテーションの順番については、企画提案書の提出の際に事前に道路河川室で抽選を行い、一次選考により選定された者の中で、くじ番号の若い順とする。
※抽選結果は一切公表せず、参加者ごとに順番及び開始時間を通知する。
(令和元年5月20日（月）目途)
- (3) 実施時間：30分以内
 - ①プレゼンテーション：20分以内
 - ②ヒアリング：10分以内
- (4) 出席者：3名まで
※配置予定者
(管理技術者、主担当技術者、照査技術者)となる予定の者は、最低1名必ず出席のこと。
- (5) 留意事項：

- ①プレゼンテーションは、企画提案書等に基づき行うものとし、「11.評価項目及び評価基準」との対応が理解できるようにすること。なお、プレゼンテーション用資料については、別途作成することも可能とするが、その内容については、企画提案書等に記載した内容の範囲に限るものとする。（この場合の資料提出期限は、一次選定結果と併せて通知する。）
- ②パソコンを使用する場合は、参加者で用意すること。
※プロジェクター、スクリーン、電源コードリールは市で用意するが、これを自ら持参し使用することを妨げない。
- ③配置予定者（管理技術者、主担当技術者、照査技術者）のいずれかが提案内容説明を行うこととし、業務受託決定後の変更は認めない。
- ④プレゼンテーション時の企画提案書等の資料は、事業者名が特定できないよう作成すること。
- ⑤実施中における他の参加者の情報は一切提供しない。
- ⑥指定した時間までに参加しない場合は、選定から除外します。

11. 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、下表のとおり。

（一次選定）評価点配分 60 点

一次選定においては、下表 A～C の合計点（60 点満点）を一次評価点とし、上位 5 者を選定する。見積書及び内訳書については、提出された見積書及び内訳書をもとに、次の算定式に基づき、事務局において採点する。

価格評価点 = 配点（20 点）×全体の最低提案額 ÷ 当該提案額

※小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨て

区分	評価項目	評価内容	配点
A:事業者の能力 (20 点)	業務実績	過去 10 年（平成 21 年度以降）の同種又は類似業務※ ¹ の受託実績	5 点
	業務成績	平成 29 年度から 30 年度末までに（過去 2 年間）完了した業務のうち、国土交通省発注業務の「土木関係建設コンサルタント」の平均業務評定点	5 点
	地域精通度	過去 10 年（平成 21 年度以降）の和泉市での業務実績	5 点
	事業者の公的資格取得状況	ISO9001、ISMS、プライバシーマーク	5 点
B:業務実施体制 (20 点)	管理技術者の評価	資格内容	5 点
		同種又は類似業務の実績	5 点
	担当技術者の評価	資格内容	5 点
		同種又は類似業務の実績	5 点
C:提案価格 (20 点)	見積書及び内訳書	委託料上限額以内であるか、妥当な提案金額か。	20 点
一次評価点 合計			60 点

(二次選定) 評価点配分 300 点

二次選定においては、下表D～E（60点満点）について、各委員（5人）が決定した各事業者の合計点（300点満点）と一次評価点（60点満点）の合計点数（360点満点）を総合評価点とし、総合評価点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

区分	評価項目	評価内容	配点
D:企画提案内容 (55点)	業務理解度	基本計画、業務の目的、条件、内容を理解しているか。	5点
	業務実施方針	計画準備、資料収集及びデータの整理方法等が明確に示されているか。	10点
	実施工程	実現可能で、無理のない工程となっているか。	5点
	主要課題や検討課題について	特定テーマにおける問題、課題、留意点等が明確に示されている。	5点
	提案課題について	特定テーマに対して、経験や実績等に基づき、的確性 ^{※2} 、実現性 ^{※3} 、独創性 ^{※4} 等、本市での業務を実現する上での問題点や解決方法等、具体的な内容や対応が示されているか。	30点
E:プレゼンテーション (5点)	業務に対する意欲	業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか。	5点
二次評価点 合計			300点
総合評価点			360点

- ※1 同種業務…駅前広場（2,000㎡以上）における整備にかかる基本設計・詳細設計等の業務
類似業務…駅前広場（2,000㎡以上）における整備にかかる基本計画の策定業務
- ※2 的確性…与条件との整合があり、適切な着眼点が網羅され、本市の現状等を的確に把握した上で具体的に提案されているか。
- ※3 実現性…経験や実績等をふまえ、提案内容に説得力があるか。
- ※4 独創性…提案者が有するノウハウや専門的知見や経験を生かした独自性をもち、また、本市の実情に沿った提案内容であるか。

※最低見積価格

著しく安価な見積価格など、提案の根拠性が認められないと判断された場合には、提案不十分として取り扱う場合がある。

12.失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類については、次のいずれかに該当する場合は、提出書類のすべてを無効とし、その者を失格とする。

- (1) 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合。
- (3) 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- (5) ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合。

- (6) 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合。
- (7) 実施要領等に違反すると認められる場合。
- (8) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

13. 契約締結

- (1) 優先交渉権者となった企画提案者は、速やかに本市と随意契約の締結に向けた交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者との交渉が不調に帰した場合は、次点交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。
- (3) 優先交渉権者（優先交渉権者との交渉が不調に帰した場合の次点交渉権者を含む）との交渉契約が成立した場合は、当該事業者を契約の相手方として決定し、契約締結を行う。

14. その他

- (1) 提出された企画提案書について、差替え、修正、加筆等は認められない。但し、本市から要請のあった事項についてはこの限りでない。
- (2) 提出された企画提案書については返却しない。
- (3) 参加表明書又は企画提案書等の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第10号）を提出すること。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等の作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託者候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製又は転写をいう。）することができるものとする。また、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の規定に基づく情報公開請求があった場合には公開する。なお、提案事業者の競争上の地位、利益を害すると認められる情報については、非公開となる場合があることから、該当すると考えられる箇所があれば、企画提案書の提出時に予め文書により申し出ることができる。
- (5) 結果公表に関して、審査結果等の情報については、契約の相手方が決定した後、次の内容を市ホームページにおいて公表する。
 - ①優先交渉権者の名称及び評価点
 - ②全提案事業者の名称（申込順）
 - ③全提案事業者の評価点（全提案事業者の評価点。優先交渉権者以外の事業者名称は公表しない）※②と③については、対応関係を明らかにしないこととし、応募者が2者の場合は、①及び②を公表し、③は公表しない。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- (8) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わないものとする。
- (9) (4)の規定に関わらず、本業務の受託者の企画提案書（業務工程表、課題別企画提案書）は市議会等への説明に使用し、和泉市のホームページに公表します。（後日、必要な提出書類について、電子データの提出を求めます。）

15.問い合わせ先

和泉市都市デザイン部道路河川室（道路担当）

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号（市役所3号館2階）

TEL : 0725-99-8138（直通）

E-mail : kitashinoda @city.osaka-izumi.lg.jp（※5/31（金）以降使用不可）

※受付時間：土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで